

熊本県告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 福老 上益城郡御船町滝川 1427-4	有限会社 せせらぎ	平成16年3月1日

熊本県告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター月華苑 玉名郡長洲町清源寺 1060	社会福祉法人 池修会	平成16年3月2日

公 告

熊本県公告第208号

県営羊角湾周辺地区（水道工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第209号

県営苓北地区（木場（坂瀬川）工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第210号

県営苓北地区（福連木1工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第211号

県営苓北地区（福連木2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第212号

県営苓北地区（上津深江工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第213号

県営小宮地新田地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第214号

県営鹿本北部地区（大林工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第215号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第24条の7第10項の規定により、
内閣総理大臣が指定する団体に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を次のように
行わせることとした。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定機関の名称
社団法人全国貸金業協会連合会
- 2 主たる事務所の所在地
東京都港区三田三丁目7番13号
- 3 指定機関に研修事務を行わせることとした日
平成16年3月2日

熊本県公告第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により行った平成15
年6月30日熊本県指令鹿本企調第14号の道路位置指定は、次のとおり変更した。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市小山町752番地2
- 2 築造者の氏名 南九州マルキ株式会社
- 3 道路の位置 山鹿市大字方保田字尾跡2520番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 37.54メートル
- 6 指定年月日 平成16年1月14日
- 7 指定番号 鹿本企調第33号

熊本県公告第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営御領北地区土
地改良事業（農業用排水施設、区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基
づく関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し
立てられたい。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営御領北地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月11日から平成16年4月7日まで
- 3 縦覧場所
五和町役場

熊本県公告第218号

県営鞍岳西部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第219号

県営花房東部地区（第1-2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行っ
た。

平成16年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第2号

阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。